

背景・課題

次代を担う子供たちに対して、茶道、華道、和装、囲碁、将棋などの伝統文化や生活文化等を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供することにより、伝統文化等を確実に継承・発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性の涵養を図る。

文化財保護法改正により、茶道、華道、書道等の生活文化についても、無形文化財としての登録制度の対象となったが、伝統文化等の継承・発展には、次代を担う子供たちが早くから体験することが重要である。組織的・広域的に体験機会を提供する取組を支援することで、地域偏在を解消しつつ、より多くの子供たちが体験機会を得られるようにする。

事業内容

子供たちが地域の伝統文化や生活文化等を体験等ができる機会を設ける事業を支援

1. 教室実施型 1,106百万円（1,106百万円）

- ・実施主体：伝統文化等に関する活動を行う団体（伝統文化関係団体）等
- ・支援事業数：約3,800教室
- ・事業開始年度：平成26年度

3. 地域展開型 95百万円（95百万円）

- ・実施主体：地方公共団体
- ・支援事業数：40地域
- ・事業開始年度：平成30年度

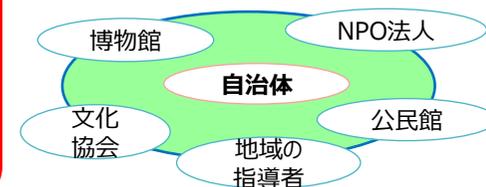
2. 統括実施型 197百万円（150百万円）【拡充】

- ・実施主体：統括団体等
- ・支援事業数：15団体
- ・事業開始年度：令和3年度

○審査経費等 91百万円（92百万円）

審査経費のほか、教室に参加した子供や保護者、指導者を対象に事業実施について調査等を行う

連携



出会いの機会の提供



修得機会の提供



地域展開型
（地方公共団体主導による体験機会の提供）

教室実施型・統括実施型
（修得機会の提供・地域偏在の解消）

伝統文化等の確実な継承
子供たちの豊かな人間性の涵養